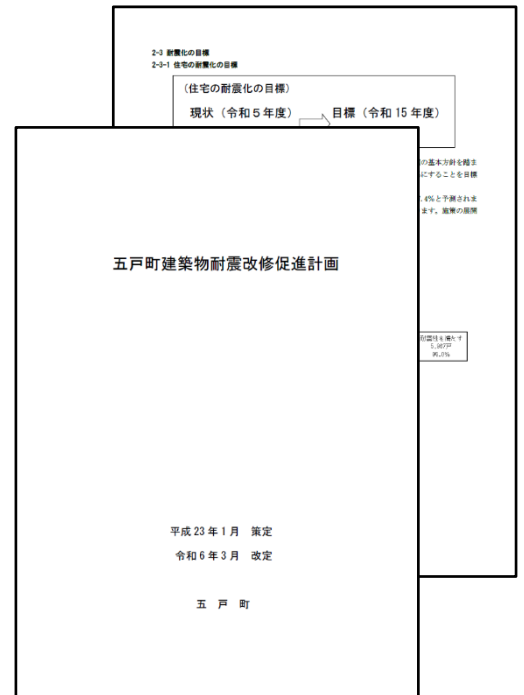


五戸町 建築物耐震改修促進計画

▶ 耐震改修促進計画とは？

耐震改修促進計画とは、地震による住宅や建築物等の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護し、**災害に強いまちづくり**を実現するための目標・施策などを定め、既存建築物の**耐震診断**や**耐震改修**を計画的に促進するための計画です。








▶ 計画策定の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が奪われ、その要因の多くが住宅・建築物の倒壊による圧死でした。この教訓を踏まえて、平成 7 年に耐震改修促進法が施行され、平成 18 年には市町村計画の策定が規定されました。

五戸町においても平成 23 年 1 月に「五戸町建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に努めてきましたが、その後も東日本大震災や能登半島地震などの大規模な地震が相次いで発生していることや、平成 25 年及び平成 30 年に耐震改修促進法の一部が改訂されたこと等を受け、さらなる耐震化を推し進めることが必要となりました。これらの動きを踏まえ、「五戸町建築物耐震改修促進計画」の見直しを行いました。

▶ 対象建築物

種類	内容
住宅	戸建て住宅、共同住宅で 延床面積が25㎡以上の建築物 
公共施設	多数の者が利用する建築物 (学校、体育館、病院、集会場等) 
民間 建築物	多数の者が利用する建築物 (百貨店、事務所、老人ホーム、 賃貸住宅(共同住宅に限る)等) 
	危険物を取り扱う建築物 
	地震によって倒壊した場合 において道路の通行を妨げ、 多数の者の円滑な避難を 困難とする建築物 

※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）
導入以前に建築された建築物が原則になります。

▶ 五戸町の住宅の耐震化の現状

五戸町の住宅（6,330 戸）における耐震化されている住宅は
4,849 戸（76.6%）になります。

耐震性が不十分な住宅は
1,481 戸（23.4%）

で、これらは耐震診断に
よる耐震性が確保されて
いること、もしくは耐震
改修工事を実施すること
が必要になります。

対象住宅 【6,330 戸】	
新耐震基準 (昭和56年6月1日以降) 【3,324 戸(52.5%)】	旧耐震基準 (昭和56年5月31日以前) 【3,006 戸(47.5%)】
耐震性が確保されている 【4,849 戸(76.6%)】	

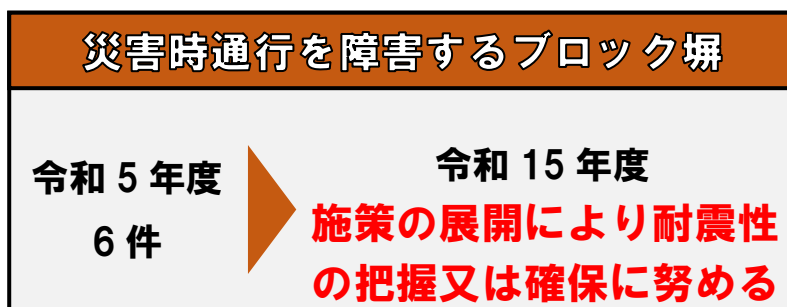
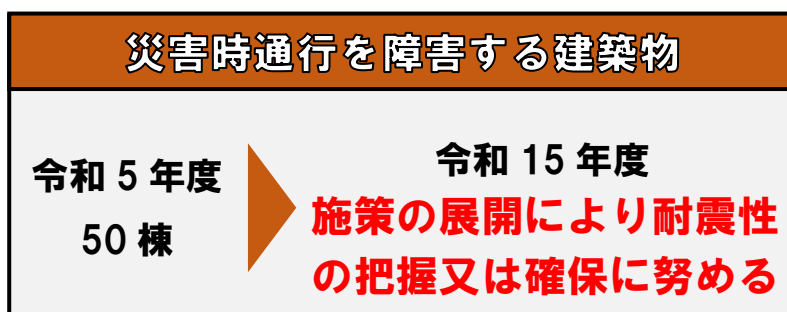
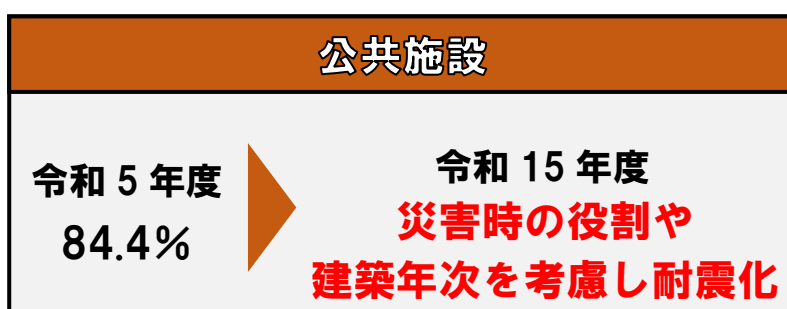
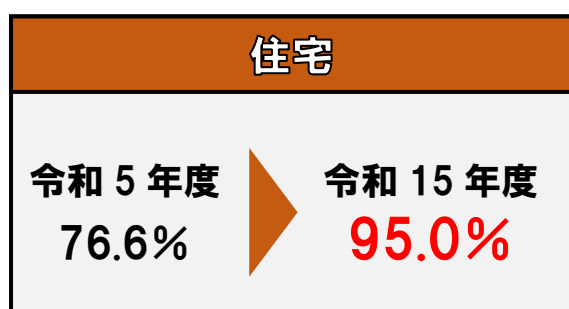
耐震性が不十分【1,481 戸(23.4%)】

▶ 住宅以外の建築物の耐震化の状況

種類	令和 5 年度の状況
民間建築物	耐震化率 44.4%
公共施設	耐震化率 90.5%
公共施設（大規模な建築物）	耐震化率 84.4%
危険物を取り扱う建築物	該当する建築物なし
災害時通行を障害する建築物	避難路沿道に 50 棟
災害時通行を障害するブロック塀	避難路沿道に 6 件

▶ 建築物の耐震化の目標

建築物の耐震化の目標を設定することにより施策の展開を図り、安全安心なまちづくりを目指します。



▶ 建築物耐震化に向けた取り組み方針

建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性向上の促進を図り、耐震化対策を講じます。

▶ 耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策

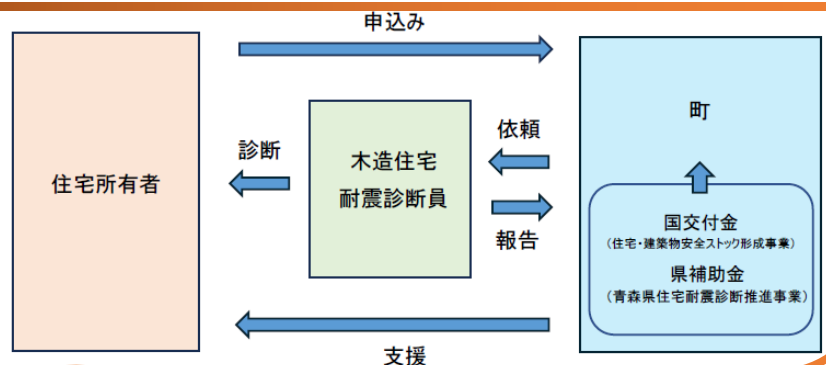
建築物の地震に対する安全性の向上のため、以下のような施策を展開します。

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及
- 所管行政庁との連携や関係団体等の協力

令和6年度より五戸町で建築物の耐震診断及び耐震改修に関する支援事業を実施します。

五戸町木造住宅耐震診断支援事業（令和6年度～）

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、町が耐震診断員を派遣して耐震診断を行う事業



五戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（令和6年度～）

避難路沿道にある倒壊等の恐れがある危険なブロック塀の所有者に対し、耐震改修、建替え又は除却に要する費用の一部を補助する事業

